

墨田区曳舟文化センター条例に対する修正案新旧対照表

修正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 区民が集い、交流し、<u>及び自主的に</u>文化芸術活動を行う場を提供するとともに、演劇、伝統芸能その他の様々な芸術鑑賞の機会を設けることにより、文化性豊かなまちづくりに寄与するため、曳舟文化センター(以下「文化センター」という。)を東京都墨田区京島一丁目38番11号に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 文化センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p><u>区民等の文化的交流及び文化芸術活動</u>の促進に関すること。</p> <p>～ [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第1条 区民が集い、交流し、<u>自主的に</u>文化芸術活動を行う場を提供するとともに、演劇、伝統芸能その他の様々な芸術鑑賞の機会を設けることにより、文化性豊かなまちづくりに寄与するため、曳舟文化センター(以下「文化センター」という。)を東京都墨田区京島一丁目38番11号に設置する。</p> <p>[同左]</p> <p>第2条 [同左]</p> <p><u>区民の文化芸術活動の促進</u>に関すること。</p> <p>～ [略]</p>